## Ш $\Box$ 1暁弘著

## ふたつの憲法と日本人 戦前 戦後の憲法観

菊 池 信 太 朗

内外で高まった。こうした情勢のなか世に問われた本書は、大日 主義という言葉がもてはやされ、憲法への関心はアカデミズムの ど、憲法改正がかつてないほど現実味を帯びた年であった。立憲 二〇一七年は、 憲法記念日に首相自らがその意向を表明するな

のである。書評にあたり、目次を掲げておく。 憲)」:「解釈改憲」からなる三つの憲法観の相克として描いたも 憲法下での日本の政治史を、「憲法擁護 (護憲)」:「憲法改正

本帝国憲法(以下、明治憲法と略)及び日本国憲法という二つの

日本人にとって憲法とはなにか ープロローグ

不磨ノ大典

近代日本の護憲論 大日本帝国憲法

欽定憲法史観

明治大帝論

国体憲法学

不磨ノ大典と日本主義者

高度国防国 近代日本の改憲論

国家総動員法と電力国家管理法

革新官僚

近衛新体制

戦時体制 経済の崩壊

社会の崩壊 行政の崩壊

国政の崩壊

大日本帝国憲法の破綻 戦時体制と不磨ノ大典

戦後日本の憲法観

日本国憲法

革新護憲

保守改憲

解釈改憲

近代日本の憲法観 ーエピロ 1 ゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ

続いて、各章の要点を述べる。

のと捉え、改正してはならないと主張する強い護憲論、 法観を次のように定義する。①憲法を国家の価値観を表現したも 憲法が一度も改正されなかったことを前提とした上で、三つの憲 という問いに答えることを本書の課題に設定する。そして二つの 「プロローグ」で、著者は「日本人にとって憲法とはなにか」 ②硬性憲

を模索する試みであったとし、その上で、昭和初期に近代日本の 要とする「天皇超政」の平衡を保ちながら、 配の正統性たる「天皇親政」と、 ら批判を受ける「解釈改憲」 本の政治文化の特徴は、 現実に合わせて運用すべきと考える「解釈改憲」 法である二つの憲法が改憲のために課した条件をのりこえること 治期に遡ってその形成と役割の変遷を描く。 護憲論として機能することになる「不磨ノ大典」 次章「不磨ノ大典」では、 い改憲論、 ③憲法を国政運営のための道具とみなし、 護憲論が改憲論を圧倒する一方、 近代日本の政治史は、 が現実の政治を担う点にあるという。 実際には政治を代行する者を必 「天皇超 である。 論について、 明治国家の支 政 の方法 両者か 近代日 明

明治期に、明治憲法を明治天皇がみずからつくったと考える明治期に、明治憲法を同一視する国体憲法学が登場し、やがて期には、明治天皇を偉大な君主として神格化する「明治大帝大正期には、明治天皇を偉大な君主として神格化する「明治大帝大正期には、明治憲法を同一視する国体憲法学が登場し、やがて期に入ると国体と憲法を同一視する国体憲法学が登場し、やがて明治憲法は改正どころか解釈すら許されない「不磨ノ大典」であると考えられるようになる。

二度の国体明徴声明をもって、「不磨ノ大典」は公定されるに至らが美濃部達吉の憲法学説を激しく攻撃した結果、政府が発したによって政党政治批判の論理として用いられるようになった。彼常道期を経て政党政治の弊害が明らかになると、日本主義者たちによって政党政治の弊害が明らかになると、日本主義者たち政治を正当化する「解釈改憲」の論理として用いられたが、憲政政治を正当化する「解釈改憲」の論理として用いられたが、憲政政治を正当化する「解釈改憲」の論理として用いられたが、憲政政治を正当化する。

ら近衛新体制運動へと至る政治過程を追う。おける改憲論を担った革新派による、高度国防国家建設の構想かおける改憲論を担った革新派による、高度国防国家建設の構想がとしてどのように機能したかが述べられる。具体的には、戦前に続いて「高度国防国家」の章では、「不磨ノ大典」論が護憲論

第一次世界大戦後に登場した革新官僚、社会大衆党、陸軍中堅第一次世界大戦後に登場した革新官僚、社会大衆党、陸軍中堅憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲論が噴出した。政府は憲法遵守を約束することで法案を押し通憲法の革持に対したという。

新体制運動は、全国民を党員とする政党をつくることで、内閣 新体制運動は、全国民を党員とする武みであった。しかしこにかわる新しい権力を創出しようとする試みであった。しかしこで縮退、翼賛会は当初期待されたような役割を果たすことはなかで縮退、翼賛会は当初期待されたような役割を果たすことはなかった。新体制運動の失敗は、「不磨ノ大典」の構造上の問題と見った。新体制運動は、全国民を党員とする政党をつくることで、内閣

明治憲法の枠内 元化を達成しようとした、 の愛国心に依拠して成立していた。 破綻について述べられる。 を余儀なくされた結果生み出された戦時体制と、 、戦時体制」の章では、改憲派が「不磨ノ大典」 国民の自発的な協力という建前のもと、 当初の意図とは異なり、 第一次近衛内閣による大本営政府連絡 戦時体制を変革し国務統帥 明治憲法 戦時体制は、 論の前に退 体制 国民 知

評

書

戦時体制のなか、経済、 を意味するという。 皇超政」を支えるシステムの機能不全、すなわち明治憲法の破綻 その結果、 ツダム宣言の受諾に際して昭和天皇による聖断を必要としたこと、 るとの批判に晒され、 任といった試みは、幕府論や統帥権独立の観点から憲法違 の設置、 戦後に昭和天皇の戦争責任論を惹起したことは、 東条内閣 十分な成果を挙げることができなかった。 下における東条自身の首相 行政、 社会、国政は次第に崩壊した。ポ 陸相参謀 反であ

る。 釈改憲」の三つからなる「戦後日本の憲法観」について述べられ 次章では、 日本国憲法のもと、 「革新護憲」、「保守改憲」、 解

成したという。

とする。 張であるという。 して見る姿勢を失い、 づく非武装中立論へと純化していく。それは憲法を統治の道具と 以降政治的敗北を重ね、その主張は「平和と人権の憲法学」に基 の三つの要素からなり、日本社会党と日本共産党を主たる担い手 法史観」、 国憲法は日本国民がみずからの意思で制定したと考える「民定憲 民主権への革命が起こったとする「八月革命国民主権論」、 「革新護憲」は、ポツダム宣言の受諾によって天皇主権 彼らは六○年安保の時期に絶頂期を迎えるが、七○年代 人権の観点から平和を捉える「平和と人権の憲法学」 日本国憲法を「不磨ノ大典」に昇華する主 い日本

中 ·曽根康弘を主な担い手とする。彼らは、 う三つの要素からなり、 カーサー 保守改憲」は、 草案に基づいて制定されたことを強調し、 「押付憲法論」、「天皇元首化」、「再軍備」と 自由民主党保守派の鳩 日本国憲法が占領下に Щ 郎、 自主憲法 岸信介、

れ

を漸増するという、「保守改憲」が目指したものと同じ結果を達 わ 担われた「解釈改憲」であった。彼らは憲法制定の経緯にはとら き継いだ池田勇人、大平正芳ら保守本流と呼ばれる人々によって みを守りつつも事実上天皇を元首化し、日米安保体制下で防衛力 れず、「解釈改憲」と事実の蓄積によって、 実の国政運営で実現した唯一の憲法観が、 象徴天皇制の枠 吉田茂の路線を引

下のように述べる。すなわち、近代日本では、強い護憲論のもと ら蔑ろにするものとなったという。 結果として、日本人にとって憲法は、 況変化に柔軟に対応する裏の政治文化とが同時に形成され、その で憲法を改正しない硬直した表の政治文化と、 「エピローグ」では、「プロローグ」で示した問いに答えて以 信じながら背き、尊びなが 「解釈改憲」で状

を挙げることができるだろう。 史を通時的に描いたものである。本書の意義として、以下の三つ 以 上のように、本書は二つの憲法体制下で展開した日本の政治

が、 個々の違憲論の前に敗北を余儀なくされたのは、 によれば、近衛新体制などの強力な権力の創出を目指した運動が を担う仕組みが構築されなかった理由を説明した点である。著者 分析することによって、政党政治の終焉以後、 ていたからである。 第一は、「不磨ノ大典」という枠組みを用いて戦前の護憲論を 治憲法を「不磨ノ大典」とみなす強固な護憲精神に支えら しかしその護憲精神は、 結果として明治憲 一元的な政治指導 そうした違憲論

法の柔軟な解釈に基づく運用を困難にし、 同体制を破綻へと至ら

として、 によって、 と国体を区別した点を批判し、それらの一致を目指したものであ 美濃部の国体論と憲法解釈の方法を継承しつつも、美濃部が憲法 穂積・上杉憲法学の復権と捉えられてきた国体憲法学の台頭は、 は憲法と国体を結びつける端緒を開いたとされる。そして、 なる国体であったことを明らかにした。この点で、むしろ美濃部 法学の方法論において最も重視されたのが、この歴史と倫理から た。これに対し、著者は憲法解釈に不文憲法を援用する美濃部憲 もって、従来、美濃部は憲法学から国体論を排除したとされてき 国体とは天皇統治の歴史と国民の倫理を指す非法学的観念である 主権者の数に応じた国家体制の分類概念であった。 したことである。 国家体制の分類概念としては政体を用いた。このことを 憲法思想史上における美濃部憲法学の位置付けを修正 憲法学説に占める国体論の内容と位置を検討すること 穂積八束、上杉慎吉の憲法学における国 一方美濃部は 体とは、 従来

金森徳次郎が国体は護持されたというとき、 を用意したのが、 国民共同体を指すようになった。 昭和初期には天皇と国民が一心同体であるという「君民一体」を 権を意味した国体は、 皇制を国体論の延長上に位置付けた点である。 第三は、 さらに昭和 国体論の変遷を明らかにし、戦後の国民主権と象徴天 実はこの昭和 明治後期には天皇主権と国 戦中期に至って、 戦中期の国体論であったという。 そして、 国体は天皇を中心とする 象徴天皇制と国民主権 彼が依拠した国体の 明治初期に天皇主 民の忠君愛国を

ったという。

書

評

したものであり、 あるものと思う。評者も多くの示唆を受けた。 読書人のみならず日本近代史の研究者にとっても、 である。憲法をめぐる議論が高まりを見せる昨今、 定義は、 以上は、著者が一九九〇年代末以降に発表した研究成果を基に 和戦中期の国体論に基づくものだったからであ 本書はこれらを通史に落とし込んで述べたもの 本書は一般の 読の価値の

疑問を抱かざるを得ない 全体の議論のなかで有効に機能していないのではないか、 その理由は以下の三点である。 か しながら評者は、著者の定義による「解釈改憲」が、 という

L

する」天皇の役割を代行する「まとめ役」を必要とし、 他方、明治憲法体制は「分立する行政官庁をたばね、 在を前提としていないことをもって、明治憲法体制は政党政治 において政党政治が「まとめ役」となり得たのか、 頁)。ここから当然、なぜ政党政治の実現を阻む明治憲法体制 家、元老、政党政治がその役を担ったと述べる(一四〇・一四 実現を阻むものであったとする(一三―一六、二〇―二二頁)。 支配の正統性としたことと、明治憲法を含む近代憲法が政党の存 政治がなぜ成立したのかを十分に説明できない点である 著者は、 第一の理由は、 しかし、著者は政党政治の成立史に関しては、 徳川幕府を倒して成立した明治国家が「天皇親 著者の「解釈改憲」を軸にした叙述では、 という疑問が 国策を総合 藩閥政治 を

道です」(七六頁)と述べるに留まる。これでは、

上述の疑問

治家は不磨ノ大典を解釈改憲に利用しました。その成果が憲政

をわれわれは知っているからである。治が成立したかのような印象を受けるが、実態がそうでないことは、あたかも政党政治家が「解釈改憲」を行ったがために政党政の回答としては不十分といわざるを得ない。このような叙述から

この定義に従ってある事柄を「解釈改憲」と評するためには、 ことを解釈の変更によって達成する、ということである。 釈改憲を是とする人々を解釈改憲派」と呼ぶ(九頁)。そして て憲法を柔軟に運用すべき」という考え方であり、本書では「解 再確認しよう。 政治家が「解釈改憲」を行い得たかどうかも疑問である。 その根拠を示す必要があるだろう。また、後述するように、 う軍部の政治的影響力の減退の五点を挙げた。著者はこのうちの ④官僚の政党化、 ②大正後半期における美濃部憲法学の通説化、 る正統な憲法解釈の存在を前提としなければならない。著者にと を達成すればよいと考え」(同)る、とされる。つまり、 て些かも重要ではなかったと受け取れる叙述を行うのであれば、 いう著者と同様の理解に立った上で、 一点に言及したに過ぎない。 「解釈改憲派は、憲法よりも政治を、 「現実的諸条件」として、 「硬性憲法の改正にいどむよりも、 第二の理由を述べる前に、ここで著者の かつて三谷 「解釈改憲」とは、本来明文改憲によってしかなし得ない 太一郎氏は、 著者によれば、「解釈改憲」とは「現実にあわせ ⑤ワシントン体制下の国際緊張緩和とそれに伴 ①貴族院に対する衆議院の優位の確立 明治憲法は反政党政治 他の四条件が政党政治の成立にとっ 条文解釈の変更で所期 理念よりも現実を重視し」、 政党政治が実現するため 「解釈改憲」の定義を ③枢密院の中立化、 的志向を持つと 裏を返 そして の目的 政党 0

である。

大典」とは結局何なのか。著者の説明は難解に感じられる。したもう一つの枠組みである「不磨ノ大典」が、明治・大正ある。この問題は、護憲論である「不磨ノ大典」が、明治・大正ある。この問題は、護憲論として唱えられた(一九・二〇頁)と、期には右翼によって護憲論として唱えられた(一九・二〇頁)と、期には右翼によって護憲論として唱えられた(一九・二〇頁)と、期には右翼によって護憲論として唱えられた(一九・二〇頁)と、別には右翼によって護憲論である「不磨ノ大典」が、明治・大正ある。この時組みである「不磨ノ大典」と親和的でない点でしたもう一つの枠組みである「不磨ノ大典」とは結局何なのか。著者の説明は難解に感じられる。

として断罪」(八八頁)するという。 定するただしい立憲政治と考え、政党政治をいつわりの立憲政治定するただしい立憲政治と考え、政党政治をいつわりの立憲政治憲論の担い手とされる日本主義者は、「明治憲法をまもろうとす憲論の担い手とされる日本主義者は、「明治憲法をまもろうとす

このことと、政党政治家が政党政治を立憲政治の実現として語 このことと、政党政治家が政党政治を立憲政治の実現として語 の妙味があったはずである。

改憲」に注目した坂野潤治氏は、「戦前日本の立憲政治の限界をところで、著者と同様に戦前と戦後の政治文化の継承と「解釈

一方、著者のように明治憲法に正統な解釈が存在したとする理解は、坂野氏とは反対に、明治憲法そのものを問う姿勢に直結す解は、坂野氏とは反対に、明治憲法の欠陥」(一二頁)を述べるところから議論を始めるのである。しかし、著者の導入した「不磨ノ大から議論を始めるのである。しかし、著者の導入した「不磨ノ大から議論を始めるのである。しかし、著者のように明治憲法に正統な解釈が存在したとする理した。

だからである。 だからである。 できれたのか、その制定の背景を問題にすることのほうが重要が生まれたのか、その制定の背景を問題にすることの意味を希薄成した要因として、憲法観の相克を問題にすることの意味を希薄成した要因として、憲法ぞのものを問う姿勢は、近代日本の政治文化を形だからである。

あっても、就任に際して改憲の棚上げを約束せざるを得なかった。第一に、担い手である。池田以降の自民党総裁は、改憲論者で戦前と戦後のそれは、以下の二点において大きく異なる。で異なる点である。著者は「解釈改憲」によって政治が担われてで異なる点である。著者は「解釈改憲」の性質が、戦前と戦後第三の理由は、著者のいう「解釈改憲」の性質が、戦前と戦後

「解釈改憲派」と呼びうる勢力は存在しないのではないか。「解釈改憲派」と呼びうる勢力は存在しないのではないか。容される。一方で、戦前にこれと同様のまとまりと強度を備えた

だろうか。ここで問題になるのは、ある憲法解釈を現実の政治上 運用された期間のごく一部にすぎなかった。彼らと、 とはできない。加えて、政党政治が実現した期間は、 誰かということである。当然だが、政党政治家や美濃部がいくら かない」(七二頁)などと評するばかりである。では、 自民党と比較するならば、彼らの憲法観をも問うべきだろう。 の首相奏薦が元老や宮中側近によって担われていた以上、 に並べることはできないだろう。ないものねだりになるが、 分政権の座に在り、憲法の有権解釈を行い得た自民党とを、単純 政党政治を正当化したところで、彼ら自身が組閣の大命を降すこ に反映しうる、すなわちいわゆる憲法の有権解釈を行いうるのは いては政党政治家や美濃部が「解釈改憲派」に位置付けられるの 戦前においては政党政治家や美濃部の行いを「解釈改憲というほ 著者は三〇四頁まで「解釈改憲派」という言葉を一度も使わず、 戦後の大部 明治憲法が 戦後の 私前にお

一にしていた。 「解釈改憲」が、先に見たように「不磨ノ大典」を媒介として護憲論と近かったのに対し、戦後の「解釈改憲」は、著者が指摘す 「解釈改憲」が、先に見たように「不磨ノ大典」を媒介として護 「解釈改憲」が、先に見たように「不磨ノ大典」を媒介として護

いても、戦前と戦後の憲法観をアナロジーとして捉え、「解釈改ここまで述べたように、本書の大部分を占める戦前の叙述におても、それらが描き出す勢力図は全く異なるのである。このように、戦前と戦後で三つの憲法観の存在が共通するとし

評

書

このことをもって、

自民党は

解釈改憲政党」

(三〇四頁) と形

改憲」は、十分な説得力を持ち得なかったように思われる。

これからの憲法のあり方を考える好機となるだろう。 は、「表」の「護憲」と「裏」の 明日にでも憲法改正の是非を問われかねない昨今にあって、本書 値を貶めるものではない。われわれ一人ひとりが、主権者として 以上、本書に対する疑問を述べたが、それは本書の学問的な価 「解釈改憲」の歴史を認識し、

乞いつつ、書評としたい。 の誤読・誤解を含んでいる虞があることにつき、著者のご寛恕を 末筆ではあるが、不勉強な評者ゆえ、本書の理解において多く

- ① 三谷太一郎「政党内閣期の条件」中村隆英・伊藤隆編著 研究入門 [增補版]』(東京大学出版会、一九八三年) 『近代日本
- 2 店、一九一八年)を参照 たとえば、著者も引用している尾崎行雄『立憲勤王論』(文会堂書
- 会科学研究所編『現代日本社会 九九一年 坂野潤治「第四章 歴史的前提としての欽定憲法体制」東京大学社 1課題と視角』(東京大学出版会)

3

二〇一二年))。 理解釈と異なり、 権限のある機関による法の解釈。公権的解釈ということもある。学 拘束力を有する(『法律用語辞典』第四版(有斐閣

4

斐閣、二〇一三年)一一五頁)。 映させる立場にあるとされる(阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』(有 は最高裁判所であるが、政府もまた憲法の解釈を自ら行い、施政に反 日本国憲法下において、憲法の有権解釈権を有するのは第一義的に